

横浜市急速充電設備等設置費補助金交付要綱

制定 令和6年6月24日
脱力第266号 局長決裁
最近改正 令和7年6月23日
脱循第224号 局長決裁

(総則)

第1条 横浜市急速充電設備等設置費補助金(以下「補助金」という。)の交付については、「横浜市補助金等の交付に関する規則」(平成17年11月市規則第139号)(以下「補助金規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 横浜市内に所在する商業施設等に急速充電設備等を設置した事業者に対し補助金を交付することにより、電気自動車等の普及促進及び温室効果ガスの削減に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「急速充電設備等」とは、急速充電設備(電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及び電気自動車等に搭載された電池への充電を制御する機能を共に有する充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。)及び蓄電池付急速充電設備(主として電気自動車等の充電のために蓄電する電池を備えた急速充電設備で充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。)をいう。
- (2) 「電気自動車等」とは、電気自動車(搭載された電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車をいう。)及びプラグインハイブリッド自動車(搭載された電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な検査済自動車をいう。)をいう。
- (3) 「経済産業省補助金」とは、補助金申請年度に募集している一般社団法人次世代自動車振興センターが行うクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金をいう。
- (4) 「商業施設等」とは、経済産業省補助金のうち、「高速道路SA・PA及び道の駅等への充電設備設置事業(経路充電)」の対象となる給油所及び「商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業(目的地充電)」の対象となる施設をいう。
- (5) 「再生可能エネルギー100パーセント由来の電気」(以下「再エネ電気」という。)とは、小売電気事業者から購入する電気のうち、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 化石エネルギー源によって発電された電気又は再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)(以下「再エネ特措法」という。)第9条第4項の認定を受けている者が発電する電気、再生可能エネルギー指定の非化石証書等の環境価値が100パーセント付与されているもの。
 - イ 再エネ特措法第9条第4項の認定を受けていない者が発電する電気、エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令(平成21年政令第222号)第4条に定める再生可能エネルギー源を100パーセント由来とするもの。

(補助対象経費等)

第4条 市長は、補助対象事業を行う者(以下「申請者」という。)が急速充電設備等の設置に要する経費のうち、補助金交付の対象として市長が認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内において申請者に対し補助金を交付する。

2 補助額は、別表1に掲げる範囲内とする。

3 補助対象経費は、急速充電設備等の設置費及び工事費とし、補助対象となる工事内容と費用

は、経済産業省補助金において、申告額として計上できる工事内容と費用と同一とする。

- 4 申請者は、補助対象事業に係る物品の購入等を行う場合においては、補助金規則第24条に規定する入札又は見積書の徴収に付さなければならない。ただし、補助対象事業の運営上、困難又は不相当である場合は、同条但書きを適用できることとする。

(申請者及び申請設備)

第5条 本補助金の交付対象となる申請者は、次の全ての要件を満たす者、もしくはこれらに準ずる者として、市長が認定した者とする。

- (1) 横浜市内に所在する商業施設等に急速充電設備等を設置する法人、個人、個人事業主又はリース事業者
 - (2) 補助対象設備をリースする目的で設置する場合は、リース会社が申請者となること。
 - (3) 同一の急速充電設備等において、本要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。
 - (4) 市税及び横浜市に対する債務の支払等の滞納がないこと。
- 2 本補助金の交付対象となる充電設備は、次の全ての要件を満たすものとする。
- (1) 未使用であること。
 - (2) 経済産業省補助金の対象設備であり、かつ一基当たりの出力が50キロワット以上であること。
 - (3) 申請年度内に事業着手した設備であること。事業の着手日は、補助対象設備の搬入日とする。
 - (4) 受領可能な国その他の団体からの補助金(以下「国補助等」という。)がある場合は、当該補助金の交付を申請していること。ただし、国補助等の交付申請をすることができないときで、市長が認める場合はこの限りでない。

(交付申請及び実績報告)

第6条 申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、別表2に定めるところにより、横浜市急速充電設備等設置費補助金交付申請兼実績報告書(第1号様式)(以下「交付申請書」という。)を、市長に提出しなければならない。予算の範囲を超えた日の申請は、予算の範囲内で抽選を行い、当選した申請者のみ交付申請書を受け付ける。また、抽選の結果、抽選にもれた申請者には、補欠番号を付与し、その後、交付の取下げ又は交付決定の取り消し等により、予算の範囲に満たなくなったときは、予算の範囲に達するまで、補欠番号の小さい者から順に申請を受け付けるものとする。

- 2 他の横浜市の補助金と重複して申請してはならない。
- 3 補助金規則第5条第3項の規定により、市長が交付申請において、交付申請書への記載又は添付を省略させることができる書類は、同規則同条第2項第2号から第4号に規定するものとする。
- 4 補助金規則第14条第4項の規定により、市長が実績報告において、報告、添付又は記載を省略させることができる書類は、同規則同条第1項第2号のうち補助金等に係る収支計算に関する事項を記載した決算書及び同条第3号から第5号に掲げるものとする。
- 5 補助対象経費に自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合、別表3に定める方法により利益等を排除して交付申請をしなければならない。

(交付の決定及び額の確定)

第7条 市長は、前条第1項に規定する申請を受理したときは、その内容について速やかに審査し、補助対象事業が補助金の交付に適合すると認めるときは、交付決定及び交付額を確定し、横浜市急速充電設備等設置費補助金交付決定兼交付額確定通知書(第2号様式)(以下「交付決定兼交付額確定通知書」という。)により、申請者に対して通知するものとする。

- 2 市長は、前項の審査に当たり、必要があるときは、現地調査をすることができる。
- 3 市長は、第1項の通知に際して、必要な条件を付すことができる。
- 4 市長は、補助金を交付することが適当でないとき、横浜市急速充電設備等設置費補助金不交付決定通知書(第3号様式)により、申請者に通知するものとする。

(交付申請の取下げ)

第8条 申請者は、交付決定兼交付額確定通知書の内容又はその条件に不服があることにより、当該補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から10日以内に、横浜市急速充電設備等設置費補助金交付申請取下届出書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

(再申請の禁止)

第9条 前条に定める交付申請の取下げをした者は、同年度内に本事業について、補助金の申請を行うことはできない。

(補助金の交付等)

第10条 補助金の交付を受けようとするときは、第7条第1項の通知を受けた日から速やかに、横浜市急速充電設備等設置費補助金請求書（第5号様式）（以下「請求書」という。）を市長に提出しなければならない。なお、提出期限は申請年度の翌年度の4月第2金曜日（当日が閉庁日の場合はその前日）までとする。

2 市長は、前項の請求書に基づき、補助金を交付するものとする。

(手続の委任)

第11条 申請者は、委任状（第6号様式）を市長に提出することにより、第6条に定める交付申請兼実績報告、第8条に定める交付申請取下げ申請、第10条に定める補助金の請求について、第三者（以下「受任者」という。）に対してこれらの手続の権限を委任することができる。

2 受任者は、委任された手続を、誠意をもって実施するものとし、手続を通じ補助金の交付申請を行う者に関して得た情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57条）に従って取り扱うものとする。

3 市長は、受任者が第1項に規定する手続を偽りその他不正な手段により行った疑いのある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、当該受任者の名称及び不正の内容を公表し、当分の間、手続の受任を認めないことができるものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合

(2) 補助金を他の用途に使用した場合

(3) 第6条別表2で規定する期日までに交付申請書を提出できなかった場合

(4) 第7条第2項の規定による調査について、正当な理由なく拒み、妨げ又は忌避した場合

(5) 第8条の規定による申請の取下げに係る書類の提出があった場合

(6) 補助金交付決定兼交付額確定の内容若しくはこれに付した条件又は法令に違反した場合

(7) 補助対象事業の前提となる国の補助対象事業内容に変更があったとき。

(8) 市長の指示に違反した場合

2 前項の規定は、補助金交付後においても適用するものとする。

3 市長は、第1項の取消しをしたときは、横浜市急速充電設備等設置費補助金交付決定取消し通知書（第7号様式）により、申請者に理由を付して通知するものとする。

4 市長は、第1項の規定により交付決定を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部に相当する金額の返還を求めなければならない。

5 当該補助金の全部又は一部に相当する金額の返還を命じる場合は、その命令に係る補助金を申請者が受領した日から返還の日までの日数に応じて、返還の額（その一部を返還した場合におけるその後の期間については、既返還額を控除した額）につき年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を併せて納付させることとする。ただし、第1項第7号に該当する場合で、申請者の責に帰すべき事由でないと市長が認める場合は、この限りではない。

6 補助金の返還の命令を受けた者は、返還期限までに補助金の返還を行わなければならない。

- 7 補助金の返還の命令を受けた者は、返還を命じられた金額について返還期限までに返還しない場合は、未返還の金額に対して、返還期限の翌日からの期間に応じた年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を納付しなければならない。

(取得財産の管理・運用・処分・調査)

- 第 13 条 補助金の交付を受けた者は、補助対象経費により取得した財産（以下「取得財産」という。）を補助対象事業の完了後においても、点検及び必要な整備をするなど善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的かつ安全な運用を図らなければならない。また、市は取得財産の運用によって、第三者に与えた損害について一切の保障はしない。
- 2 補助金の交付を受けた者は、補助対象事業完了日から起算し、別表 4 に定める保有義務と取得財産等の処分を制限する期間（以下「財産処分制限期間」という。）に、市長の承認を受けずに取得財産を処分（補助金交付の目的及び要件に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸付け、又は担保に供することをいう。）してはならない。
 - 3 補助金の交付を受けた者は、財産処分を予定し、市長の承認を受けようとするときは、あらかじめ横浜市急速充電設備等設置費補助金に係る財産処分承認申請書（第 8 号様式）を市長に提出し、承認を受けなければならない。
 - 4 市長は、前項の申請を受けた後、速やかに横浜市急速充電設備等設置費補助金に係る財産処分承認・不承認書（第 9 号様式）により、前項の申請をした者に通知するものとする。
 - 5 補助金の交付を受けた者は、財産処分が完了した場合、速やかに横浜市急速充電設備等設置費補助金に係る財産処分完了報告書（第 10 号様式）を市長に提出しなければならない。
 - 6 補助金の交付を受けた者が取得財産を処分した場合は、市長は、補助金の全部又は一部を横浜市に返還させることとする。なお、返還額は別表 5 に定める。ただし、情状によりその目的等に反しないと市長が認める場合はこの限りでない。
 - 7 補助金の返還の命令を受けた者は、返還を命じられた金額を返還期限までに返還しない場合、未返還の金額に対して返還期限の翌日からの期間に応じた年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を納付しなければならない。ただし、申請者の責に帰すべき事由でないと市長が認める場合はこの限りではない。
 - 8 市長が必要と認めるときは、補助対象事業の遂行状況に関して報告を求め又は関係職員によって随時調査をすることができる。

(届出事項)

- 第 14 条 補助金の交付を受けた者は、補助対象設備を取得した日から起算し、財産処分制限期間において、申請内容に変更があった場合、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに横浜市急速充電設備等設置費補助金に係る事業内容変更届出書（第 11 号様式）を市長に提出しなければならない。
- (1) 補助金の交付を受けた者の名称、氏名（代表者名）及び住所（所在地）を変更したとき。
 - (2) リース事業者にあつては、申請設備の使用者の名称、氏名（代表者名）及び住所（所在地）を変更したとき。

(帳簿等の保存義務)

- 第 15 条 補助金の交付を受けた者は、補助対象事業に関する書類を財産処分制限期間において、保存しなければならない。

(暴力団の排除)

- 第 16 条 横浜市暴力団排除条例（平成 23 年横浜市条例第 51 号）第 8 条の規定に基づき、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は補助金交付の対象としない。
- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）（以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）。)
 - (2) 暴力団員（法第 2 条第 6 項に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。）。)
 - (3) 法人にあつては、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者がいること。
 - (4) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が暴力団員に該当すること。

- (5) その他これらに準ずるものとして、市長が認定した者。
- 2 市長は、必要に応じ申請者又は補助金交付の決定を受けた者が、前項各号のいずれかに該当するか否かを各都道府県警察本部長に対して確認を行うことができる。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月24日から施行する。

附 則 (改正 令和7年6月23日脱循第224号、局長決裁)

この要綱は、令和7年6月23日から施行する。

別表 1 (第4条関係)

補助対象設備	補助上限額	補助対象経費
経済産業省補助金「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」の補助対象の急速充電設備等	30万円 または 40万円	急速充電設備等の設備費及び工事費 (消費税及び地方消費税を除く取引価格)

備 考

- 1 補助額は、①補助金交付申請額、②補助対象経費から国補助等の交付額を除いた額、③補助上限額のうちいずれか低い金額とする。
- 2 補助金交付申請額及び補助金請求額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 3 当該充電設備等で使用する電気を再エネ電気としている場合は、補助上限額を40万円とする。

別表 2 (第6条関係)

<p>【交付申請書の提出期限】 補助対象事業完了日（「工事の完了日」、「設備の引渡日」、「購入代金支払の完了又は全額の支払が担保された契約手続（リース契約含む）が完了した日」のうち最も遅い日）から起算して60日を経過した日または申請年度の3月第2金曜日（当日が閉庁日の場合はその前開庁日）までのいずれか早い日まで（必着）。</p> <p>【交付申請書の提出方法】 ・必要書類を全てそろえ、提出期限までに市に郵送すること。</p>

別表 3 (第6条関係)

<p>補助対象経費の中に申請者(リースの場合は使用者。以下、同じ。)の自社製品の調達又は関係会社からの調達分(工事を含む。)がある場合、補助対象事業の実績額の中に申請者の利益等相当分が含まれることとなることから、通常の補助金額を交付することは好ましくない。</p> <p>このため、補助対象経費から利益等を排除して補助金の額を決定することとする。その方法は原則以下のとおりとする。</p> <p>1 利益等排除の対象となる調達先 申請者が以下の(1)～(3)の関係にある会社から調達を受ける場合(他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。)は、利益等排除の対象とする。 利益等排除の対象範囲には、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年11月27日大蔵省令第59号)第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社に基づく。^(注1)</p> <p>(1) 申請者自身 (2) 100%同一の資本に属するグループ企業 (3) 申請者の関係会社(上記(2)を除く。)</p> <p>2-1 充電設備の利益等排除の方法 (充電設備メーカーとの関係性の確認)</p> <p>(1) 補助対象者の自社調達の場合 当該調達品の製造原価^(注2)をもって補助対象経費とする。</p> <p>(2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合 調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する売上総利益の割合(以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とする。)をもって補助対象経費から利益相当額の排除を行う。</p> <p>(3) 補助対象者の関係会社(上記(2)を除く。)からの調達の場合 調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する営業利益の割合(以下「営業利益率」といい、営業総利益率がマイナスの場合は0とする。)をもって補助対象経費から利益相当額の排除を行う。</p>

<p>2-2 充電設備の利益等排除の方法(充電設備販売会社との関係性の確認)</p> <p>(1) 補助対象者の自社調達の場合 申請不可とする。</p> <p>(2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合 調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上総利益率をもって補助対象経費から利益相当額の排除を行う。売上総利益率がマイナスの場合は0とする。</p> <p>(3) 補助対象者の関係会社(上記(2)を除く。)からの調達の場合 調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における営業利益率をもって補助対象経費から利益相当額の排除を行う。営業利益率がマイナスの場合は0とする。</p> <p>3 設置工事の利益等排除の方法</p> <p>(1) 補助対象者の自社調達の場合 申請不可とする。</p> <p>(2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合 調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上総利益率をもって補助対象経費から利益相当額の排除を行う。売上総利益率がマイナスの場合は0とする。</p> <p>(3) 補助対象者の関係会社(上記(2)を除く。)からの調達の場合 調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における営業利益率をもって補助対象経費から利益相当額の排除を行う。営業利益率がマイナスの場合は0とする。</p> <p>注1)親会社とは、他の会社(子会社)の議決権のある株式の50%超を保有している会社のこと。 子会社とは、他の会社(親会社)に議決権のある株式の50%超を保有されている会社のこと。 関連会社とは、他の会社に議決権のある株式を20%以上50%未満保有されている会社のこと。 関係会社とは、親会社、子会社及び関連会社のこと。</p> <p>注2)当該調達品の製造原価については、製造原価を証明する資料の提出をするものとする。</p>

別表4(第13条、第14条、第15条関係) 保有義務と取得財産等の処分を制限する期間

期間	急速充電設備一式	補助対象事業完了日から5年
処分の制限	<ul style="list-style-type: none"> ・財産処分制限期間は処分(目的外使用、譲渡、交換、廃棄、貸付け、担保提供することをいう。)することはできない。ただし、あらかじめ「横浜市急速充電設備等設置費補助金に係る財産処分承認申請書」(第8号様式)を市長に提出し、その承認を受けた場合には処分することができる。 ・処分にあたっては、補助金の返納義務が生じる場合があるため、速やかに市長に報告すること。(※取得財産等の処分の制限は取得価格が50万円以上のものとする) 	

別表5(第13条関係) 返還割合

返還額	計算式
<p>返還額は未経過期間に相当する額とする。 未経過期間は、「財産処分制限期間」(5年)から「補助対象事業完了日の翌月から起算し、処分した日の属する月」までの期間(以下「保有期間」という。)を除いた期間とする。 ただし、補助対象事業完了日の属する月に処分した場合は補助交付額を全額返還することとする。</p>	$\text{返還額} = \frac{\text{財産処分制限期間} - \text{保有期間}}{\text{財産処分制限期間}} \times \text{補助交付額}$ <p>※ 期間の計算は月数で行い、返還額は1円未満切り捨てとする。</p>

年	月	日
---	---	---

（提出先）横浜市長

横浜市急速充電設備等設置費補助金交付申請兼実績報告書

※市役所記入欄	郵便番号	〒	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	—	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	現住所 <small>（法人等の場合は所在地）</small>	<input type="text"/>								
	フリガナ	<input type="text"/>								
	申請者名 <small>（法人等の場合は名称）</small>	<input type="text"/>								
	フリガナ <small>（法人等の場合は代表者の役職及び氏名）</small>	<input type="text"/>								
	電話番号	<input type="text"/>								
	メールアドレス	<input type="text"/>								
受付番号		<input type="text"/>								

横浜市急速充電設備等設置費補助金の交付を受けたいので、横浜市急速充電設備等設置費補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき、書類を添えて次のとおり申請します。なお、申請にあたり横浜市急速充電設備等設置費補助金交付要綱及び横浜市補助金等の交付に関する規則を遵守します。

1 導入した急速充電設備等 別紙1のとおり

2 補助金交付申請額

<input type="text"/>	円
----------------------	---

3 再エネ電気利用の有無（該当箇所に✓）

<input type="checkbox"/> 有	・	<input type="checkbox"/> 無
----------------------------	---	----------------------------

4 他の補助金の有無（該当箇所に✓）

<input type="checkbox"/> 有	（	<input type="checkbox"/> 国	・	<input type="checkbox"/> 神奈川県	）	・	<input type="checkbox"/> 無
----------------------------	---	----------------------------	---	-------------------------------	---	---	----------------------------

5 申請者の連絡先に関する事項※申請者が個人（個人事業主）の場合は記入不要

担当者	フリガナ	所属部署
	<input type="text"/>	<input type="text"/>
連絡先	電話:	メール:
	<input type="text"/>	<input type="text"/>

6 申請要件等の確認 以下の内容に間違いなければ、各項目に☑マークをご記入ください。

<input type="checkbox"/>	補助対象設備は、申請年度の4月1日以降に補助対象事業に着手※した設備です。 <small>※事業の着手日は、設備の搬入日とする。</small>
<input type="checkbox"/>	関係職員による補助対象事業の遂行状況調査に協力します。
<input type="checkbox"/>	市税及び横浜市に対する債務の支払等の滞納がないことを誓約し、市税等の納付状況についての調査に同意します。
<input type="checkbox"/>	私は反社会的勢力の団体に属していません。関係機関への照会に同意します。
<input type="checkbox"/>	充電設備設置店舗の責任者から設備設置の同意を得ています。

7 利益等排除に関する事項（※申請者が法人である場合のみ記入）

1又は2の該当する方に☑マークをご記入ください。

申請者（リース設備の場合は使用者）と補助対象設備設置に係る調達先との関係は以下の通りです。

- 1 申請者は、本要綱第6条別表3に定める利益等排除の対象に該当する。
- 2 申請者は、上記1に該当しない。

8 添付書類等

(1) 申請者確認書類

ア 申請者が個人（個人事業主）の場合

個人番号カード、運転免許証（変更内容の記載がある場合は裏面も必要）等の官公署から発行された顔写真付き本人確認書類（住所記載のもの）の写し又は住民票の写し（原本※申請日時点で、発行日から3か月以内かつ、個人番号（マイナンバー）の記載がないもの）

イ 申請者が法人の場合

履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書（申請日時点で、発行日から3か月以内のもの）

※同一事業者が同一年度内に複数回申請する場合で、前回申請時に提出した申請者確認書類が今回の申請日時点で発行日から3か月以内の場合は省略可

(2) 国補助等（国・神奈川県・その他団体）の交付決定通知書の写し

(3) 国補助等（国・神奈川県・その他団体）の額の確定通知書の写し、実績報告書等の写し又は国へ実績報告をしたことを確認できる資料（オンライン申請画面の写し等）

(4) 導入した急速充電設備等の仕様が確認できる書類（カタログや仕様書の写し）

(5) 発注書、注文書、契約書等、発注の意思を示していることが確認できる書類の写し（本体の調達と設置工事を別の者に依頼した場合は、それぞれの写し）

(6) 請求書等、請求の意思を示していることが確認できる書類の写し

（本体の調達と設置工事を別の者に依頼した場合は、それぞれの写し）

(7) 購入代金の支払又は支払手続の完了を確認できる下記のいずれかの書類

ア 購入代金を支払ったことを証する領収証の写しまたはこれに代わるもの

イ 購入代金の全額分の支払手続（リース契約含む）が完了したことを確認できるもの

(8) 設備費及び設置工事費の内訳が確認できる書類及び補助対象経費が確認できるもの

(9) リース契約書の写し（購入の場合は不要）

※賃貸人、賃借人、リース期間（5年以上であること）、総額リース料金の記載があること

(10) リース料金算定根拠明細書（購入の場合は不要）

補助金がリース料金に反映されていることが確認できるもの

(11) 充電設備を設置する土地の登記事項証明書の写し（申請日時点で、発行日から3か月以内のもの）

※申請者（リースの場合は使用者）のみが所有する土地、又は申請者（リースの場合は使用者）が地上権者として登記されている土地に整備する場合

(12) 土地の使用及び充電設備の設置に関する許諾書（第1号様式別紙2-1）、土地の利用に関する許諾書等（第1号様式別紙2-2）又はこれに準ずるもの

※借地又は第三者の共有地に整備する場合

※国補助等を申請する場合は、同じものを提出してください。

(13) 充電設備のメーカーが発行する保証書又はメーカーが認めた第三者が発行する保証書

※メーカー名、型式、製造番号（シリアル番号）、保証開始日、発行先（申請者名）が確認できるもの

(14) 再エネ電気を契約したことが確認できる書類（再エネ電気を使用しない場合は不要）

(15) 要部写真（急速充電設備等設置前、設置後の充電スペースの全景・充電設備本体の設置場所・銘板写真）

(16) 完成後の設計図面（完成設置場所見取図及び完成電気系統図）

(17) 要綱第6条 別表3に記載の書類（利益等排除の対象となる調達先から設備を導入する場合）

※国補助等を申請する場合は、同じものを提出してください。

(18) 委任状（第6号様式）（手続きを第三者へ委任する場合のみ）

(19) 返信用封筒（郵便番号及び宛名を明記し、指定の郵便切手を貼付したもの）

(20) その他市長が必要と認めるもの

導入した急速充電設備

急速充電設備概要	メーカー名： 型式： 出力： kW（口数： 口）
急速充電設備を導入した者 （補助金を受ける者）	氏名（名称）： 住所（所在地）：
設置施設名称 設置場所（所在地）	名称： 横浜市
使用者（借受人）の氏名又は名称及び住所 ※所有者と使用者が同一の場合は記入不要	氏名（名称）： 横浜市
リース契約日 ※購入の場合は記入不要	年 月 日
事業完了日 「工事の完了日」、「設備の引渡日」、「購入代金支払の完了又は全額の支払が担保された契約手続（リース契約含む）が完了した日」のうち最も遅い日	年 月 日
導入数 (A)	基
設備費（補助対象経費） (B)	円／基
工事費（補助対象経費） (C)	円
(A) × (B) + (C) (D)	円
国補助等の交付額 (E)	内訳 _____ 円
	国の補助金額： _____ 円
	神奈川県補助金額： _____ 円
	その他の補助金額： _____ 円
(D) - (E) (F)	円
補助金交付申請額 （上限を超える場合は上限額、千円未満切り捨て）	円

(注1) 導入する充電設備の所在地、型式ごとに1枚ずつ作成すること。

(注2) 消費税及び地方消費税は補助対象経費としない。

年 月 日

土地の使用及び充電設備の設置に関する許諾書

(提出先)
横浜市長

(許諾者)
住所〒

氏名

印

(法人の場合は所在地、名称及び代表者の役職・氏名)

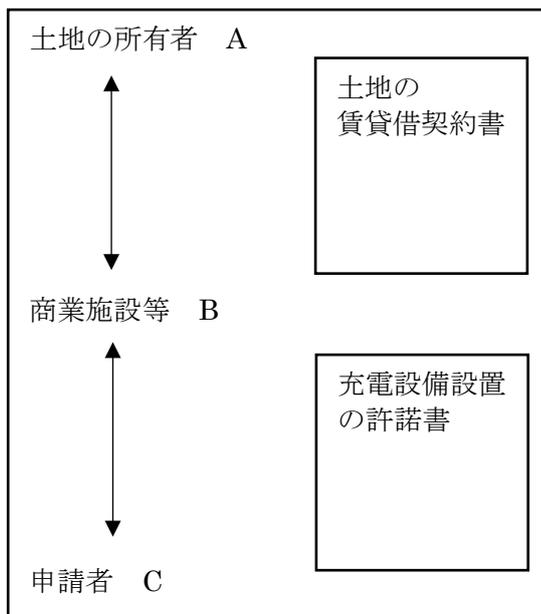
所有している次の土地において、次の申請者（リースの場合は使用者）が充電設備を整備し、5年以上設置することを許諾します。

申請者名（法人等の場合は名称） ※リースの場合は使用者	
充電設備の設置場所（所在地）	横浜市

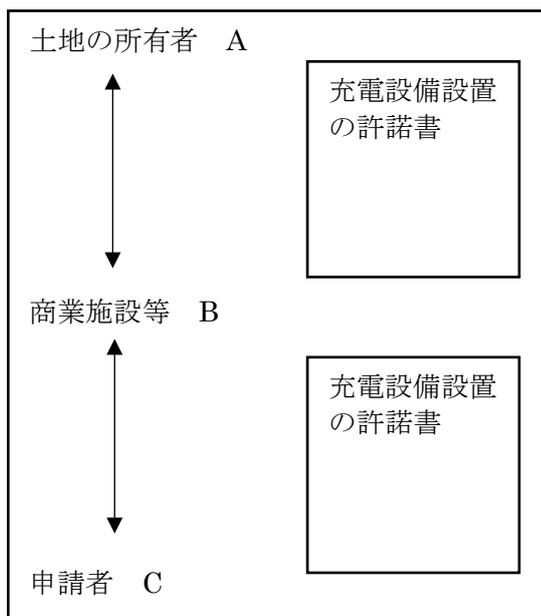
土地の利用に関する許諾書等

申請者は土地の所有者Aから許諾書（別紙2-1）を得ることが必要ですが、契約関係にない申請者が土地所有者から許諾書が取得できない場合には以下の書類の写しを添付してください。

- 1 ①と②との土地の賃貸借契約書に設置後5年以上の契約期間が確認できる場合
 - (1) ①と②との賃貸借契約書
 - (2) ②から③宛の許諾書



- 2 ①と②との土地の賃貸借契約書に設置後5年以上の契約期間が確認できない場合
 - (1) ①から②宛の許諾書
 - (2) ②から③宛の許諾書



氏名（法人の場合は名称及び代表者の氏名）

横浜市 長

横浜市急速充電設備等設置費補助金交付決定兼交付額確定通知書

年 月 日に受け付けました横浜市急速充電設備等設置費補助金交付申請兼実績報告書を審査した結果、横浜市急速充電設備等設置補助金について、次の条件を付けて、補助金の交付決定及び交付額の確定をしましたので、通知します。

1 交付決定兼交付確定額

円

ただし、補助対象事業の内容の変更により当該事業に要する経費が変更された場合において補助金の額に変更が生じたときは、別に通知します。

2 補助対象事業の内容

事業名	急速充電設備等の設置事業
補助対象事業の内容	
使用者名	
設置場所	

3 補助金交付の条件

- 横浜市急速充電設備等設置費補助金交付要綱及び横浜市補助金等の交付に関する規則を遵守すること。
- 要綱第10条の規定のとおり、第7条第1項の通知を受けた日から速やかに、請求書（第5号様式）を市長に提出すること。
- 財産の処分の制限
 - 補助金の交付を受けた者は、補助対象事業完了日から起算し、5年間を経過するまでは、市長の承認を受けずに取得財産を補助金交付の目的及び要件に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け又は担保に供しないこと。
 - 補助金の交付を受けた者は、取得財産の処分をしようとするときは、あらかじめ横浜市急速充電設備等設置費補助金に係る財産処分承認申請書（第8号様式）を市長に提出し、承認を受けること。
 - 取得財産を市長の承認を受けて処分する場合又は交付の目的及び要件に反したときは、補助金の交付を受けた者は、全部又は一部に相当する金額について補助を受けた金額の範囲内で横浜市に返還すること。ただし、申請者の責に帰すべき事由でないと市長が認める場合はこの限りではない。

第 号
年 月 日

氏名（法人の場合は名称及び代表者の氏名）

横浜市 長

横浜市急速充電設備等設置費補助金不交付決定通知書

年 月 日に受け付けました横浜市急速充電設備等設置費補助金交付申請兼実績報告書を審査した結果、次の理由により補助金の不交付を決定しましたので、通知します。

1 対象事業の内容

事業名	急速充電設備等の設置事業
対象事業の内容	
使用者名	

2 不交付の理由

年 月 日

（提出先）
横浜市長

住所〒

氏名

（法人の場合は所在地、名称及び代表者の役職・氏名）

横浜市急速充電設備等設置費補助金交付申請
取下届出書

年 月 日 第 号で補助金の交付決定兼交付額確定通知の
ありました横浜市急速充電設備等設置費補助金については、次の事項について不服があり
ますので、同補助金の交付申請を取り下げます。

1 補助金の額

2 申請年月日

年 月 日

3 不服のある交付決定兼交付額確定通知の内容又は補助金交付の条件

請求書番号 _____

年 月 日

横浜市長

住所〒

氏名 _____

(法人の場合は所在地、名称及び代表者の役職・氏名)

※電子メールで提出する場合は押印不要

横浜市急速充電設備等設置費補助金請求書

年 月 日 第 号で交付決定兼交付額の確定を受けた補助金について、次のとおり請求します。

1 請求金額

円

(補助金交付決定兼交付額確定通知書に記載されている金額)

2 補助金振込先

補助金振込先	フリガナ					
	口座名義 (※1)					
	金融機関名と店名	銀行 信金	金融機関コード	支店 本店	支店コード (※2)	
	預金種目 (○で囲む)	普通(総合)	当座	貯蓄	その他()	
口座番号	7桁で記入してください(右詰)					

※1 通帳の名義のとおり御記入ください。口座名義がアルファベットで登録されている方は、アルファベットで御記入ください。

※2 ゆうちょ銀行の場合、支店(コード)は3ケタの数字です。記号・番号ではありませんので、御注意ください。

年 月 日

（提出先）
横浜市長

委 任 状

委任者（申請者）

住所〒

氏名 ⑩

（法人の場合は所在地、名称及び代表者の役職・氏名）

私は、下記の者に、横浜市急速充電設備等設置費補助金に係る事務手続の権限を委任します。

受任者

〒

住所

（法人の場合は、所在地）

氏名 ⑩

（法人の場合は、名称及び代表者の役職・氏名、代表者印）

担当者名 ⑩

（担当者を復代理人とする場合は記入・押印）

電話番号

メールアドレス

【委任事項】 委任する手続全てに☑マークを記入してください。

- 交付申請兼実績報告書の提出及び訂正
- 取下届出書の提出及び訂正
- 請求書の提出及び訂正

氏名（法人の場合は名称及び代表者の氏名）

横浜市 長

横浜市急速充電設備等設置費補助金交付決定取消し通知書

年 月 日 第 号で補助金の交付決定兼交付額確定の通知をいたしました横浜市急速充電設備等設置費補助金について、横浜市急速充電設備等設置費補助金交付要綱第12条第3項の規定に基づき、補助金交付決定を取り消しましたので、次のとおり通知します。

1 交付取消額

_____ 円

2 補助取消内容及び理由

事業名	急速充電設備等の設置事業
補助交付決定 取消理由	
使用者名	

年 月 日

（提出先）
横浜市長

住所〒

氏名

（法人の場合は所在地、名称及び代表者の役職・氏名）

横浜市急速充電設備等設置費補助金に係る
財産処分承認申請書

横浜市急速充電設備等設置費補助金に係る補助対象事業により取得した財産を、次のとおり処分したいので申請します。

- 1 申請年度
- 2 交付決定兼交付額確定番号
- 3 補助金交付額
- 4 処分しようとする財産の名称（メーカー名・型番・製造番号）
- 5 処分の内容
- 6 処分しようとする理由
- 7 添付書類等
 - （1）返信用封筒（郵便番号及び宛名を明記し、指定の郵便切手を貼付したものを1部）
A4判三つ折の書類が入る封筒（第1種定形）
 - （2）その他必要な書類
 - （3）提出部数 1部

第 号
年 月 日

氏名（法人の場合は名称及び代表者の氏名）

横浜市 長

横浜市急速充電設備等設置費補助金に係る財産処分
承認書
不承認書

年 月 日に申請書を受け付けました横浜市急速充電設備等設置費補助金に係る補助対象事業により取得した財産（急速充電設備等）の処分について、次のとおり 承認します・不承認とします。

財産処分承認内容・不承認内容

年 月 日

（提出先）
横浜市長

住所〒

氏名

（法人の場合は所在地、名称及び代表者の役職・氏名）

横浜市急速充電設備等設置費補助金に係る
財産処分完了報告書

年 月 日 第 号で財産処分の承認通知のありました、
横浜市急速充電設備等設置費補助金に係る補助対象事業により取得した財産（急速充
電設備等）の処分が完了しましたので、報告します。

1 添付書類等
必要な書類（売買契約書の写しなど）

2 提出部数 1 部

年 月 日

(提出先)
横浜市長

住所〒

氏名

(法人の場合は所在地、名称及び代表者の役職・氏名)

横浜市急速充電設備等設置費補助金に係る
事業内容変更届出書

横浜市急速充電設備等設置費補助金に係る事業について、事業内容の変更を行いましたので、関係書類を添えて次のとおり届出ます。

- 1 申請年度
- 2 交付決定兼交付額確定番号
- 3 変更の内容
- 4 添付書類等 (変更内容を確認できる書類)